

令和 2 年 第 1 8 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 9 月 2 5 日（金）午後 3 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和
委員	古巻勲

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	甲斐豊明
	指導室長兼教育研究所長	近津勉
	学校施設課長	石塚修
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 3 時 ただいまから、令和 2 年第 1 8 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は 2 名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第 1、署名委員を決定します。蓮沼委員と庭野委員にお願いをいたします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。 はじめに、第 4 3 号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正についてを審議いたします。内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進 課長	それでは、私のほうから第 4 3 号議案のご説明をさせていただきます。 お手元には A 4 横版の新旧対照表のほうをお配りさせていただいているところでございます。資料の説明の前に、今回、この学校職員服務取扱規程の改正に至りました経緯を簡単にご案内させていただきます。 国の法律の中でいわゆる労働施策総合推進法という法律が今年の 6 月 1 日付けで改正をされました。これまでハラスメントというところだと、いわゆるセクハラ、パワハラ、マタハラというのが有名でございますが、セクシャルハラスメントとマタニティハラスメントにつきましては、男女雇用機会均等法でその禁止が事業者のほうに義務付けられてきたところでございますが、実はパワーハラスメントにつきましては根拠法令が今までなかったところでございます。 それが今回、6 月 1 日のこの労働施策総合推進法の改正によりまして、パワーハラスメントの防止対策が法制化されたところでございます。これによりまして、事業主にとりましては、パワーハラスメント防止のための相談体制の整備や、基本的な方針の明確化といったところが義務付けをされました。これを受けまして、今回、江戸川区教育委員会の服務取扱規程の中に事業主としての方針の明確化、パワーハラスメントを禁止するという方針を示すと

	ということでの改正でございます。 内容につきましては、まず、2ページをお開きいただきますと、第十条及び第十条の二、この二つにつきましては、先ほど申し上げたセクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児、または介護に関するハラスメント、いわゆるマタニティハラスメント、こちらにつきましては従前からこの規程の中でこういった取扱いを禁止する、行ってはならないということで規程をしていたところでございます。今回入れさせていただきましたのが3ページの一番上段、新のところにございますが、第十条の三ということで、パワーハラスメントの禁止にかかる規定を追加させていただきました。 読み上げさせていただきますと、「第十条の三 職員は、職務上の地位又は人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を侵害し、又は当該職員の勤務環境を害する行動を行ってはならない。」パワーハラスメントを禁止するという旨の規定でございます。 一番最後の付則のところ、今回ございませんが、今回はこの規程の改正につきましては、既に法改正がなされてございますので、議決をいただきましたら、準備でき次第、令達させていただく予定でございます。その他、赤い部分が何箇所かございますが、こちらはいずれもいわゆる文言の整理を今回の改正に合わせてさせていただいたところでございますので、参考にご覧いただければと思います。説明は以上です。
教 育 長	この件に関しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
蓮 沼 委 員	とてもいいことだと思うんですけども、今までなかったのが不思議なぐらいですね。学校現場の場合、区教委が定期的にいろいろ話をして徹底されているので、これも同様のことだと思うんですけども、またしっかりやっていただきたいなと思います。
教育推進課長	質問ではないんですけども、もちろんこれまでも禁止されていることでございますが、これまでは雇用機会均等法の中における職場環境の配慮義務という中に広く含まれているという解釈でございまして、具体的にパワーハラスメントを禁止するというような、はっきりとした規程はない中で、実務的には当然これは禁止される行いでありましたので、これまでもパワーハラスメントがなされないようにということは当然のこととして取り組んできたところでございますが、今回、明確な法的根拠ができましたので、それにあ

	わせて規程の整備をさせていただくものでございます。
蓮 沼 委 員	ありがとうございます。
石 井 委 員	二つあるんですけれども、一つはこの文言はどこから引用したというか、どこかのものをうまく使ったのかということと、あとハラスメント全般的なこととしてよく言われていることがあるんですけれども、相手がそう感じたらハラスメントなんだと。セクシャルハラスメントなんかの場合は特にそう言われますけれども、そうした意味合いでパワーハラスメントはなかなか難しいところがあるなと思うんですが、そんなところはどういうふうに解釈されて、これからこの法律に基づいていろいろと活動されていこうと考えているのかというのをお聞かせください。
教育推進課長	文言につきましては、先ほど申し上げました労働施策総合推進法、この中でいわゆるパワーハラスメント禁止を盛り込んだ部分の表現をお借りしているところでございます。そこでもございますように、優越的な関係を背景にしているという部分と、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動なのかどうかというところ、また、就業環境、職場環境を害するものであること、この三つの視点がパワーハラスメントのキーになってございますので、こういった視点でこれまでもやってきたところではございますが、改めてこのパワーハラスメントという定義のもとでそういった行動がないように禁止するとともに、あった場合にはしっかり対応させていただきたいと考えてございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第４３号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして、令和２年第１８回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後３時０７分